

平成 3 1 年 月 日

地方独立行政法人京都市立病院機構  
理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者

印

## 確 約 書

当社は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）に対する病院賠償責任保険入札に当たり、機構から提供を受ける一切の情報及び資料の取扱いについて、以下の条項を確約します。

### 第 1 条（対象情報）

当社は、本プロポーザル参加のために機構から提供を受ける資料（以下「対象情報」という。）の秘密を保持します。ただし、対象情報には次の情報は含まれないものとします。

- （1）当社が対象情報を入手した時点で当社が既に保有していた情報
- （2）当社が対象情報を入手した時点で公知であるか、または対象情報を入手した後、当社の過失によることなく公知となった情報
- （3）当社が正当な権限を有する第三者より入手した情報
- （4）法令や政府機関等の機関により開示された情報

### 第 2 条（守秘義務）

- （1）当社は、対象情報を本プロポーザルのための提案書作成のみに使用し、それ以外の目的に使用しません。
- （2）当社は、対象情報について、当社と資本関係があるグループ内保険会社間において、共同利用及び情報交換等を行いません。
- （3）当社は、対象情報の取扱いに十分注意し、機構の事前の同意なく第三者に漏洩しません。ただし、当社が本プロポーザルに関して当社の顧問弁護士又は公認会計士に対象情報の開示を要する場合、本書と同様の守秘義務に関する確約書を締結します。
- （4）機構の同意を得た上で対象情報の開示を行う場合には、当社は係る開示を受ける者に対しても自己の責任において本確約書に定める条項を遵守させます。

### 第 3 条（対象情報の取扱い）

- （1）当社は、対象情報を善良な管理者の注意をもって管理、保管します。
- （2）機構から要求を受けた場合には、当社は対象情報に関わる資料を全て機構の指示に従い、速やかに返却又は廃棄します。

### 第 4 条（有効期間）

本プロポーザルが終了した後であっても、当社は本確約書の条項を遵守します。

### 第 5 条（問題の解決）

本確約書に定めなき事項又は本確約書の解釈に疑義が生じた場合には、当社は機構と協議のうえ、その円滑な解決に努めます。